

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成30年6月29日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉淵教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成30年6月29日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
学校事故に関する詳細調査報告書について
福島県への教員派遣研修について
子どもアドベンチャー2018の実施について

3 審議案件

教委第15号議案 学校運営協議会の設置について
教委第16号議案 学校運営協議会の委員の任命について
教委第17号議案 教職員の人事について
教委第18号議案 横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。5月28日の会議録の署名者は間野委員と長島委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、6月11日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの間についての報告事項はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○6/16 平成30年度 全国高等学校定時制通信制サッカー大会 神奈川県予選会

○6/25 スクールミーティング

○6/28 平成30年度 横浜市児童生徒指導中央協議会

(2) 報告事項

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

○学校事故に関する詳細調査報告書について

○福島県への教員派遣研修について

○子どもアドベンチャー2018の実施について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、6月16日に、平成30年度全国高等学校定時制通信制サッカー大会神奈川県予選会の決勝戦が行われ、横浜総合高等学校が優勝いたしました。横浜総合高等学校は全国大会へ2年連続で出場することとなります。なお、昨年度の全国大会では、準優勝という成績を収めております。

6月25日に、教育委員の皆さんが学校現場を訪問いたします、スクールミーティングを実施いたしました。今回は、野庭すずかけ小学校を鯉淵教育長、大場委員、間野委員、宮内委員、中村委員が訪問し、授業や施設の見学、先生方との意見交換を行いました。

昨日、28日には、「平成30年度 横浜市児童生徒指導中央協議会」が保土ヶ谷公会堂で行われ、教育長が出席し、挨拶いたしました。

当日は文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター主任研究官の宮古紀宏氏をお迎えし、「いじめ未然防止対策を柱に『チーム学校』を考える」というテーマで御講演いただきました。

次に、所管課からの報告の前に、学校及び通学路の安全点検について報告いたします。

6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震により、小学校のプールのブロック塀が倒壊し、児童が死亡する事故がございました。お亡くなりになりました児童の御冥福を心からお祈りしたいと思います。

この事故を受けまして、全市立学校のブロック塀の有無及び基準への適合状況について、確認を行うよう各学校に指示しております。併せまして、通学路にあるブロック塀につきましても、スクールゾーン対策協議会等の協力を得ながら、安全確認を進めているところでございます。

調査の状況等につきましては、まとめり次第、今後の教育委員会会議で御報告してまいります。

この後、所管課から4点、報告させていただきます。

まず、1点目ですが、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」、2点目は、「学校事故に関する詳細調査報告書について」、3点目は、「福島県への教員派遣研修について」、4点目は、「子どもアドベンチャー2018の実施について」、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等はございますか。

長島委員

1点目の全国高等学校定時制通信制サッカー大会の横浜総合高校についてなのですが、たまたま少し関わりがある中でサッカー部の決勝戦の応援に実は行ってまいりました。3部制の学校であり、時間の限られた中で生徒が練習しています。サッカー部が練習しているグラウンドがテニスコート2つ分程度の広さですが、試合では通常のフィールドの広さですということ、顧問や生徒が大変努力しているのだと思います。

たまたま昨年度の3月に食育ということでサッカー部等の運動部を対象に講義をさせていただいたこともあるのですが、子供たちが自ら運動や日々の生活の中でパフォーマンスを高めるために自分自身の体のことを考え、食べることなどに興味を持っているということも、全国大会に出場できるということにつながっているのではないかと考えています。

いろいろな条件や境遇の子供たちがいる中でいい励みになると思いますし、心身ともにとてもよく育っているところが感想です。ぜひ教職員の皆さんの努力であったり、子供たちの努力を評価したいと心から思います。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見等はございますか。

中村委員

スクールミーティングの報告をさせていただきます。

先ほど教育次長からもお話がございましたが、様々な課題があるというように校長先生からもお話を伺いましたけれども、各学年を回ってみましたら、子供たちが本当に明るく、人なつこく、とても楽しそうに授業をしていました。多分先生方の御苦勞は私たちに窺い知れないところでたくさんあるのだろうと思いま

したけれども、本当に養護教諭の方も、それからほかの先生方も含めて、チームとして子供たちの指導に当たっていることがお話からも窺えました。

また、その中で横浜市が小学校に配置しております児童指導専任の役割が非常に機能しているなという印象を受けました。やはり専任の方が学校全体を見て、子供たちのことをよく掌握して、そしてまた担任や管理職と連携をとっているということがよく見える学校だったと思います。

同時に、やはり学校の努力以外に、以前から学校の福祉化ということがお話に上がっていますけれども、ぜひまた区役所を初め、様々な機関との連携等をさらに進めていっていただきたいということを感じました。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見等はございますか。

ほかに御質問がなければ、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について、所管課から御報告をさせていただきます。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部の前田でございます。

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果につきまして、学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が2件、提出されましたので、御報告申し上げます。詳細は担当の課長から報告いたします。

兵頭人権教育・児童生徒
課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の兵頭でございます。よろしくお願いいいたします。いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態への対処についての御報告でございます。

今ございましたが、学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されました。報告件数は2件です。2件のうち、小学校が1件、中学校が1件で、いずれも当該校の学校いじめ防止対策委員会に外部の専門家である弁護士及び臨床心理士並びに教育委員会事務局の職員が加わった組織で調査を行いました。公表ガイドラインに基づきまして、別紙のいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに公表いたします。

それでは、概要を説明いたします。

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（d小学校）【公表版】」及び「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（e中学校）【公表版】」に基づき説明〉

調査結果の報告は以上です。

それでは、1ページ目の一般報告資料にお戻りください。中段の表になります。いじめ重大事態対処のための調査件数ですが、調査中の案件は合計12件であったものが今回2件終了いたしましたので、合計10件となりました。これに伴い、調査終了の案件は合計6件となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

宮内委員

今回の2つの事案についての報告書は、非常にいろいろな問題提起もしていますし、関係者で共有する価値のあるものに仕上がっていると思います。

2つの切り口でまとめていますが、一つは教師としての感性を磨くことです。個々人の能力を鍛え、それを一人で抱え込まず集団、もしくは仲間で解決すると

というような当事者意識を高めるためのいろいろなヒントを提供しています。

もう一つは、組織的対応です。それもいろいろと具体的に書かれており、良いレポートになっていると思います。特によく起こり得る行為として、e 中学校のケースについては学校側の対応がどうであったか、その分析をしています。この一つ一つはどこでも起こり得る問題だと私も思います。これはケーススタディーとしてぜひとも学校関係者でシェアし、それを自分の学校に持ち帰ることで、よくあるケースとして注意喚起になると思っております。たまたま上がってきたものかもしれません。もしかすると同じように深刻な問題は、今日現在も、昨日も一昨日もあったかもしれないし、またあったと想定してこの様な問題には取り組むべきだろうと思います。このレポートは非常によくまとまっていると思いました。

私の意見ですが、スクールカウンセラーの意見を聞いたほうがいいのか、スクールカウンセラーの役割について幾つか述べられております。このスクールカウンセラーの資質、もしくは能力開発、向上、評価、訓練ということを組織的にやる必要があると思いますが、どういうことをやっていращやるのでしょうか。また、スクールカウンセラーというのを専門職としてこのレポートでは捉えておりますが、ますます重要になるスクールカウンセラーの処遇は今どうなっているのでしょうかという質問であります。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございました。

まずお話しいただきました2つの視点でございますが、教師の感性を磨くというところはしっかりとまた今回の件をもちまして、学校のほうに周知してまいりたいと思っております。

スクールカウンセラーにつきましては、心理の専門家ということでもありますので、より子供たちの心に近づいていただいて、専門家の立場で学校が教職員とともに共同で様々な方に対応していくということを磨いていかなければいけないと思っております。こちらのほうで様々な研修に取り組んでおりまして、そのあたりのキャリアアップですとか、それから自身の専門性を磨くあたりについては引き続き対応させていただきたいと思っております。

宮内委員

すみません。今の質問は、どのようなキャリアアップをしたり、研修をして専門性を磨いているのかを問うたものです。また社会のどんな職種においてもベテランの人と新米の人、匠の人とそうでない人がいると思います。能力の評価はどうやってなさっているのかという質問であります。

前田人権健康
教育部長

失礼いたしました。横浜市の場合は、小中学校のブロックにスクールカウンセラーを配置しまして、小学校から中学校の子供たちの学び、成長に合わせた形で、一人ひとりに合った形、理解できるような形で、OJTも含めて様々な事案に対応しながらスクールカウンセラーもともに学びながら伸びてきているところでございます。

併せて、もちろん専門性、資格を持っている方でございますので、そのあたりを連携で、例えばスクールカウンセラーの専門研修という形で研修会を設けまして、様々な事案をお互いに出し合っ、そこで磨きあいをしたりですとか、そういった研修も設けております。

宮内委員

あと処遇は。

前田人権健康
教育部長

処遇でございますが、実際問題、今のところ、スクールカウンセラーにつきましては嘱託の制度で採用させていただいて、勤務を行っております。配置につきましてもお話ししたとおり、小中ブロックに1人ずつということと、あと区役所の中にも含まれるのですが、学校での様々な子供に関わる相談ということで、そのあたりも含めて嘱託の制度を用いまして関わっていますので、そのあたりはこれからまた確認させていただいて、処遇の部分は課題として捉えていかなければいけないと思っております。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

中村委員

ありがとうございました。

e 中学校の場合ですが、この子に限らず前々から言われていることですが、今の子供たちはとても大切に育てられており、一見明るく見えても非常にデリケートで傷付きやすいということがあるので、見えたものだけではなかなか判断できないこともありますから、より一層丁寧に見ていく必要があると思いました。3年生になって少し落ち着いて登校することができたというように書いてあるのですが、やはりこの子にとって中学校3年間というのはどういう生活だったのかと思うと非常に胸が痛みますし、どのような子供たちも、どんなタイプのどんな個性を持った子でも、やはり自分らしさを発揮してのびのびと楽しく過ごせる3年間であってほしいと切に思いました。

それで、報告書の中にも小学校も含めて、多数の教職員との連携ということが書かれているのですが、前にもお話をしたことがあるかもしれないのですが、学校において教員だけではなく、技術員さんですとか、給食調理員さんですとか、養護教諭はもちろん、そういう方が実は非常によく子供のことを見ています。例えば、トイレの使い方が最近少し乱れているよとか、学校の陰のほうでこういうことがあったよということがありますので、そういった意味で、先ほどの野庭すずかけ小学校の話ではないのですが、教員だけではなく、ぜひいろいろな方の声を聞いて、みんなで情報共有をして当たってほしいということもあります。

それから今、学援隊ということで見守り活動をしてくださっている地域の方も非常に多いので、そういう方で登下校の様子ですとか、あるいは学校の中も回ってくださっているということもありますから、広くいろいろな情報を得ることが大事だと思います。それと同時に、この報告書の公表版の中にも、朝教員が全員クラスに行ってしまうというお話がありますように、学校には本当に余分な人手がありません。ですから、一人ひとりの子供と丁寧に向き合って話を聞いたり、あるいは保護者の方のお話を聞いたりという意味で、そのためにこそやはり働き方改革を一層進めていくことが必要なのではないかとしみじみ思いました。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいですね。

ほかに何か御質問・御意見のある方、いらっしゃいますか。

長島委員

今、中村委員がおっしゃったように、私も特に中学校の事案に関して強く感じたのは、ゆとりある教育であるとか、生徒への対応がより求められているということです。働き方改革もそうですが、また人の配置についても市費移管になったということもあり、ぜひ一人ひとりの教員が教育や授業や生徒への対応ができるためのゆとりある加配が望まれていると思いますので、人を育てる大切なところ

ですから、ぜひ横浜からどんどん発信して、人に予算を付けていただきたいと心から思います。お願いします。

鯉淵教育長

ほかに何かございますか。

大場委員

今回2件公表されて、これまでの合計で6件の公表ということになりました。それぞれ事情も違いますし、特に今回のd小学校は保護者の方の御意向により、いじめの詳細は控えるという形になりました。d小学校もe中学校も各学校にまた周知徹底しながら、自分自身の問題として捉えていってもらいたいということにいつもどおりになると思いますけれども、それぞれの事案から各学校で課題をどうやって抽出して、また研修にどう使っていくか、使っていくと言葉が悪いのですが、やはり、当事者の痛みをもちろん前提とした上で自分の学校に置き換えて、どういうことをやっていくべきかという研修を各学校でやっていただくことになると思います。いつも聞かせていただいています、今回の2つの事案を通知する上で、ぜひそこはしっかりと教育委員会として各学校に周知徹底してほしいと思います。

それからあと1つだけ、私もいろいろな人から聞いて、d小学校の場合、学校に行きましようというところにどうも力点が置かれてしまって、いろいろな本を読んでいる中でも学校に行くだけが全てではないと。そういう言い方をすると非常に語弊があるのですが、学校に行けばそれで問題が解決するわけではないので、そこをついこちら側が学校に来てほしいと余り先走らずに取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。いろいろな不登校のケースが当然あると思うので、熱心になればなるほどつい学校に来てほしいというところがあるので、それが空回りしないように考えておかないといけないのではないかと、それは私の勝手な意見ですが、その辺について何かコメントがあったら教えていただければと思います。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。

様々な事案の中で、お子様の困り感ですとか、安心を第一に考えて対応させていただいていますけれども、今、大場委員がおっしゃったとおりで、学校に行くことありきで取り組みますと、その子の困り感や保護者の困り感に寄り添えないこともございますので、そのあたりをしっかりと保護者の方とも相談させていただいたり、場合によっては先ほどお話のあった専門の方々とも相談をさせていただいて、そういったネットワークを作って、その子に合った形で段階的に学びや成長につながっていくような対応をさせていただいています。ここは非常に重要なことだと思っております。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

前田人権健康
教育部長

先ほどスクールカウンセラーの話がございましたが、小中ブロックに配置しておりますけれども、いわゆる嘱託の学校カウンセラーと、それから非常勤のスクールカウンセラーがおりますので、訂正させていただきたいと思っております。

鯉淵教育長

ほかに何か御質問・御意見はございますか。

それでは、特になければ、次の学校事故に関する詳細調査報告書について、所管課から報告いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

横浜市立中学校において保健体育科の授業中に発生した事故に関する詳細調査報告書を横浜市学校保健審議会学校安全部会から答申として受けましたので、指導企画課長より報告させていただきます。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。

まず、報告書の表紙を御覧ください。今部長からも説明させていただきましたが、表紙の下にございますように、この公表版は、平成30年5月30日に横浜市学校保健審議会学校安全部会より答申のあった事故に関する詳細調査報告書を基に横浜市教育委員会が作成したものでございます。

1 ページを御覧ください。「1 はじめに」でございます。本報告書は、横浜市学校保健審議会学校安全部会（以下、「安全部会」と言う。）において、平成29年5月11日、横浜市立中学校で保健体育科の授業中に発生した跳び箱事故についてその原因を究明し、事故の再発防止等を検討し、明らかにされた事実から考察や提言をまとめたものです。学校教育の現場において児童の安全を確保することは基本的事項であり、しかも授業中に発生した事故であることから、被害生徒が受けた身体的・精神的苦痛、その場に居合わせた子供たちの不安や動揺、保護者に与えた衝撃は計り知れないものがあると思われまふ。本報告書の提言を十分に踏まえた上で、より具体的、実践的な再発防止策を策定し、それを実践することを横浜市教育委員会に求めたものでございます。

「(1) 詳細調査の趣旨」でございます。平成29年5月11日、当該市立中学校において保健体育科の授業中に発生した跳び箱事故に関し、事故の状況、原因の調査等を行うとともに、事故の再発防止に資するための提言を行うものです。

「(2) 詳細調査の目的」です。

ア、日頃の安全管理のあり方等、事故の原因と考えられることを広く集めて検証し、今後の事故防止に生かす。

イ、被害生徒やその保護者の事実に向き合いたいという希望に応える。ただし、本調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないことに留意して調査・審議を進めました。

「2 安全部会の開催状況」でございます。

アにございますように、第1回から第4回まで、計4回、1回目は横浜市学校保健審議会として開催いたしました。

2 ページを御覧ください。「イ 現地調査・聴き取り」ですが、7月21日に当該中学校で、8月15日に入院先の病院で行いました。

「ウ その他」で、現地調査・聞き取りの内容の確認を9月7日に教育委員会会議室で行いました。

「(2) 安全部会の構成」のメンバーです。横浜国立大学教育学部の木村昌彦教授。木村先生には表の下にございますように、保健審議会の鈴木会長が木村委員を部会長に指名されました。続きまして、横浜市スポーツ医科学センターの青木治人センター長です。横浜国立大学の井手口学非常勤講師です。続いて、高岡香弁護士です。続きまして、横浜市医師会常任理事で学校医部会の大久保辰雄副会長でございます。

「(3) 検証方法」です。検証資料として以下のものを採用し、学校安全部会で慎重に審議いたしました。ア、保健体育科年間授業計画。イ、週間指導計画。ウ、単元計画。エ、指導案。オ、定期健康診断結果。カ、生徒保健調査票。3 ページを御覧ください。キ、診療記録、画像。ク、救急活動記録票。ケ、被害生徒の保護者から提出された資料は(ア)から(エ)まで4点ございます。コ、器械

運動指導の手引。シ、学習指導要領。ス、学習指導要領解説。

「3 事故の状況」でございます。当該生徒は、開脚跳びで5段跳び箱を跳ぼうとして、強い踏切を行いました。腰の位置が高くなり、跳び箱に着手しましたが、体勢が崩れ、エバーマットに頭から落下して首を損傷しました。意識があり問いかけには応える状態でしたが、足の感覚がありませんでした。11時22分、学校は救急車を要請し、病院に搬送いたしました。当該生徒は頸椎の脱臼で、足に感覚がないため16時に手術を行いました。

発生日時は平成29年5月11日、3校時の保健体育の授業中でした。被害生徒は中学男子のお子さんでした。指導教諭は担当教諭AとBとございますが、(4)の授業状況にありますように、場所が当該中学校の体育館で、(ア)とありますように、ステージ側で跳び箱運動を担当教諭Aが指導しておりました。(イ)として、グラウンド側でマット運動を担当教諭Bが指導しておりました。当該学級は在籍39名、当日の欠席者が1名でございます。4ページを御覧ください。上にごございますように、体育館内のグラウンド側では、担当教諭Bが別のクラスのマット運動を指導していましたが、跳び箱の指導には関わっておりませんでした。「ウ 単元」ですが、器械運動の中の跳び箱で、本時はこの単元に入って2時間目の授業でした。

「(5) 検証資料から想定される事故の状況」でございます。医学的な見地からX線写真などの検証資料を基に事故の状況を想定すると、当該生徒は、跳び箱から逆さまに落ちる形で、頭頂部のやや後部からマットに落ちたと想定されます。また、その際、跳んだ勢いで体全体の体重が頭頂部のやや後部に集中し、頸を強制的に屈曲されるような形であったと想定されております。

「4 現地調査の概要」でございます。7月21日に当該中学校の体育館で跳び箱やマット等を事故当日と同じセッティングにして現場確認を行いました。使用した器具の位置関係等の確認、あるいは距離を計測、事故の状況について保健体育科の教諭2名と事故当時現場に居合わせた生徒4名から状況の聞き取りを行いました。

「5 聴き取りの概要」でございます。「(1) 学校関係者に対する聴き取り」をちょうど現地調査と同日の7月21日に当該中学校内の会議室で行いました。「(2) 当該生徒に対する聴き取り」でございますが、8月15日に当該生徒さんが入院されている病院の施設にて行いました。

5ページを御覧ください。「6 調査で明らかになった事実と考察」でございます。

「(1) 環境面や事前の準備について」。アの(ア)にございますが、環境や器具に問題は見られなかった。(イ)指導に関する計画が作成されていた。

(ウ)校内研修が実施されており、緊急時の役割分担についても明確になっていた。(エ)授業開始前に、健康観察、準備運動を行い、安全に関する注意喚起がされていた。(オ)試技の前に、補助運動を行っていた。このようなことから、「イ 考察」にございますように、「環境面や事前の準備について問題は見られなかった」と報告されております。

「(2) 当該生徒の状況について」。「ア 調査で明らかになった事実」でございます。当該生徒さんは、中学入学後に体重が大きく増加しており、1年から2年生の身長差が4.3センチ、体重が11.6キロ増えております。「考察」といたしましては、「当該生徒の状況については、体格面等において配慮すべき事項はあったものの、通常の体育の授業に配慮が必要な状態であるとまでは確認できなかった。当該生徒の証言の中で、「小学生の時のほうができていた気がする」とあることから、体格が大きくなってその体格自体が体の自由度を奪っていたとい

うことは考えられる」と報告されております。

6 ページを御覧ください。「(3) 指導面について」、こちらは学習指導要領等との関係についてです。読み上げさせていただきます。

「ア 調査で明らかになった事実」。

「(ア) 指導要領」によれば、器械運動の内容の取り扱いにおいて、マット運動、鉄棒運動、平均台運動及び跳び箱運動の中からマット運動を含む2種目を選択して履修できるようにすることとされている。当該中学校においては、マット運動、跳び箱を取り上げていた。

「(イ) 指導の手引」には、回転系(台上前転など)と切り返し系(開脚跳びなど)を授業で取り上げる際の技の順番への配慮に関する記述があり、「具体的には、同じ授業内で回転系と切り返し系の両方を指導する場合、回転系を先に取り上げると、切り返し系の学習の際に回転感覚が残っていて事故につながることもあり、切り返し系を先に取り上げるようにする」とされている。本件事案において、担当教諭Aは、開脚跳びも台上前転も1年生のときに取り組んでおり、2年生でも2時間目だったので、クラスの生徒に開脚跳びと台上前転の2種類に取り組むよう指示をしていた。当該生徒は切り返し系を行った後で回転系を行い、さらに切り返し系を行っていた。また、担当教諭Aは、当該生徒について開脚跳びも台上前転も1年生のときに取り組んでおり、跳べる力があると判断していた。

「イ 考察」。器械運動の選択については、大部分の中学校が器械運動はマット運動と跳び箱を取り上げているのが現状である。今回の事故について跳び箱以外に選択肢がなかったことは、事故が発生してしまったこと自体の原因ではないと考えられるが、種目の選択に配慮する必要がある。器械運動に苦手や恐怖心を持っていても、器械運動は必須なので、苦手な子への適切な指導が必要となってくる。跳び箱は苦手だが平均台、鉄棒なら大丈夫ということではない。また、器械運動での事故は怖がってやっていると起こることが多く、落下の心配がある台上前転の指導では、跳び箱の両側にマットを敷いたりするなど工夫や配慮をすることが大切である。器械運動の指導では、回転系と切り返し系の順番が安全に関係していると言われているが、本人ははっきりと切り返し系を意識していたと話をしている。今回の事故は必ずしも技の順番の問題とは言えないと考える。

続いて、7 ページを御覧ください。

「(4) 指導面について」は当該担当教諭の指導についてです。

「ア 調査で明らかになった事実」。

(ア) 前の授業でも跳び箱が行われており、本人からの聞き取りによると、一度失敗しているとのことである。その際、担当の教諭は「大丈夫か」と声をかけたものの、追加の指導は行われていなかった。

(イ) 担当の教諭は、主に高い段数の跳び箱の指導に当たっていた。

「イ 考察」。事故の前の失敗で、マットに届かずに横に落ちたと言っているが、通常は余り考えられない失敗の仕方である。大勢の生徒を見るとき、大変な部分はあるが、担当教諭が失敗の質を見極めて、適切な言葉がけをしていく配慮が必要であった。また、教諭の配慮は難しい技をやっている場所に目が行きやすいが、実際に事故が起きるのは、体格のいい子や器械運動の苦手な子が多い。また、一般的に言えば、跳び箱は、低いほど安心ということではなく、身長に対して低過ぎると前傾し過ぎるので危険である。今回の事故について、5段が低過ぎたとまでは言えないが、体格の大きい子や器械運動の苦手な子の指導等については、跳び方を見て別の課題を与えるなど指導に配慮する必要があった。

「(5) 事故発生後の対応」でございます。

「ア 調査で明らかになった事実」。

(ア) 速やかに救急搬送の依頼をし、頸椎の損傷と判断して救急隊の到着まで生徒を動かさないようにしたことなど、適切に対応していた。

(イ) 警察には、翌日連絡をしていた。

「イ 考察」。事故発生後の対応については、適切な処置がなされていた。

「(6) 総括」。明らかになった事実や考察については、今後の事故防止に生かされなければいけないもの、そして、生徒の命を預かる者として、その重みを十分に認識する必要があるということを踏まえ、再発防止に向けた部会から4つの提言を教育委員会にいただきました。

8ページを御覧ください。「7 再発防止に向けた提言」。

提言1。同じ授業内で回転系と切り返し系の両方を指導する場合、切り返し系を先に取り上げることが大切。「指導の手引」だけでなく、「中等教育資料」にも取り上げられているように、回転系の技を先に取り上げると、切り返し系の技を行う際、回転感覚が残っていて事故につながることもある。切り返し系の技を先に取り上げ、区切りをつけてから回転系に進むようにすることが大切である。

提言2。跳び箱の指導に当たっては、高い段数の指導だけに注力することなく、跳び箱が苦手な生徒の指導にも注意を注ぐべき。「指導の手引」及び「中等教育資料」にも取り上げられているように、低い跳び箱が易しい条件とは限らないこと、また高さばかりを追求する授業は危険というほかないことに十分に留意し、習熟度の低い生徒の指導にも注意を注ぐべきである。跳び箱の苦手な生徒への指導については、跳べたか跳べなかったかのみ注目するのではなく、失敗の質や運動のイメージが持っているか等を見極めて適切な言葉がけや指導を行うことが大切である。

提言3。生徒一人ひとりの特性に配慮した指導をより徹底すべき。個別に生徒を観察し、体格の問題、身体能力、行動傾向や学習意欲に配慮しながら、適切な指導を行うべきである。特に児童生徒の特性によっては、慎重な配慮が必要な場合がある。器械体操の指導に当たっては、成功率や失敗の仕方など、出来栄えや失敗の状況に注意を払い、適切な指導を行うことが大切である。

9ページを御覧ください。提言4。器械運動の実施に当たっては種目の選択に配慮すべき。「要領解説」によれば、第1学年、第2学年において、マット運動、鉄棒運動、平均台運動及び跳び箱運動の中からマット運動を含む2種目を選択して履修できるようにすることとされており、種目の選択に配慮する必要がある。その際、学校は跳び箱以外の種目も選択できるよう用具等の準備について配慮すべきである。ただし、選択肢を増やすことがリスクの増加につながることもあること、また、他の選択肢にもリスクがあることには留意すべきである。

以上が詳細調査報告書の説明でございます。

続きまして、教育委員会事務局として今の詳細調査報告を受けての再発防止策を策定いたしました。説明させていただきます。先ほどの詳細調査報告にございました4つの提言を基に、白丸で4つございます。

回転系（台上前転等）と切り返し系（開脚跳び等）の両方を指導する場合、切り返し系を先に取り上げること。2つ目の丸としまして、高い段数の指導だけに注力することなく、苦手な児童生徒の指導にも注意を注ぐこと。3点目としまして、児童生徒一人ひとりの特性に配慮した指導をより徹底すること。4点目としまして、器械運動の実施に当たっては種目の選択に配慮すること。

これら4点の再発防止策と、下の参考の欄にあります、跳び箱運動における安全に関する確認事項を、これらを基本に通知文を作成いたしました学校に通知し、今後の事故予防、再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問・御意見はございますか。

間野委員

大変大きな事故が起きたことに私も衝撃を受けています。この報告書と再発防止策も見ましたが、報告書を読む限り、明確な原因がまだはっきりしていないような気がいたします。指導、準備、環境、生徒の健康問題なども含めて、そういう中で取り返しが見つからないような大きな事故が発生しているということに対して、私自身、教育委員として非常に不安を覚えます。そういった意味で言いますと、跳び箱という種目、あるいは器械運動という單元そのものに何かあるかもしれないと私は疑問を持ちました。原因が明確であればその原因を探って予防策ができるのですが、原因が明確でない限りは、原因が明らかなるまでにこういった授業を行わないという判断があってもいいのではないかと私は思いました。以上です。

直井指導部長

原因につきましてはいただいた報告書の中の「調査で明らかになった事実と考察」の部分の「考察」だと理解しているわけですが、今委員から御指摘がありました、單元自体の問題ということだと思うのですが、学習指導要領の扱いということもございますので、様々な御意見をいただいて、それを参考にさせていただきながら考えていかなければいけないと思っています。

間野委員

再発防止策で、例えば回転系と切り返し系の順番の話だとか、これも当時は切り返し系から先に行われていて、またその後に回転をやって切り返しということはあるのですが、そのとおりやっていますし、高い段数の指導だけに注力してきたわけでもないでしょうし、声がけの内容の適切性ということに関しては一部指摘されていますけれども、失敗したら一人ひとりに声がけもしていますし、種目の選択に関しては多分いろいろな体育館の状況だとか指導者の数からすると現実的にマットと跳び箱しかできないというのがこの横浜の中学校ではそうだったのだらうと思います。

つまり、かなり再発防止策に限りなく近いことをやっていて発生しているということに私は不安を覚えるわけです。つまり、それ以上の再発防止策がない限りは、また起きてもおかしくないのではないかとこのことを心配しています。

宮城指導企画課長

教育委員会事務局といたしましても、今回のこの事故に関しましては非常に生徒さん御本人のこと、保護者のことを考えますと、本当に重く受け止めております。また、再発防止策につきましても、今回の調査報告書の中にあるように配慮すべきであったとか、こういうことが足りなかったという内容が何点かございますので、今後学校に通知文で通知を発出するとともに様々な研修の場面でより適切な指導の方法、あるいは配慮があればよかったという点を振り返って、学校現場にも具体的な内容として研修の中にも説明等を入れていきたいと思っております。

宮内委員

保健スポーツ教育には楽しく健康づくりをしていこうというねらいがあります。例えば格闘技にしろ、ラグビー等の球技、また水泳、スキーといったあらゆる競技には一定の危険が伴うものです。しかし、動物としての人間が動物の本能を呼び戻すためにも、またサバイバルしていくためにも、一定の危険に対する抵抗力、対応力を鍛えるためにスポーツというのは活用されるべきだらうと私は考

えております。

しかるに、例えば水泳について言うならば、どうしても水が苦手であるという苦手意識、また高いところから飛び降りたり、平均台のようなところが苦手という高所恐怖症、いろいろと潜在的に向かない人、向く人というのがいると思います。これは音楽についても歌が上手な人もいれば、歌を歌うのが嫌だという人もいますので、そういう人に強要することはその人の人格まで侵害することになると私は思っています。こういった種目についてはどこまで強要するのか、トライをさせるのか、させないのかということについては慎重であるべきだろうと考えております。学習指導要領に書いてあるから必須と考えることは間違っていると思っております。

これを教育委員会事務局に質問していいかどうか知りませんが、器械運動のねらい、目的は何なのでしょう。非常にデリケートなバランス感覚等々を鍛えるということはわかるのですが、そこまでやる必要がなぜあるのか。格闘技の目的は護身であったり、反射神経であったり、ラグビーの場合も似たようなことがそれぞれあります。それともう一つ、楽しければいいということも十分わかるのですけれども、器械運動を我が国において共通種目に取り上げている背景は一体何なのでしょう。これは私のキュリオシティで聞いている次第であります。

直井指導部長

器械運動の目的については今お時間をいただいて、その前に苦手意識があったりとか、様々な事情があって取り組むことができないということについてはあると自分も考えています。先ほど学習指導要領との関係ということをお願いしましたが、学習指導要領に書いてあるから必ずやらなければならないと考えているわけではありませんけれども、国の大枠としての学習指導要領との関係というのは、一定の配慮はあるのではないかと考えています。それから、その子の苦手意識と何らかの事情でできないということには様々なグラデーションがあるのではないかと考えていますが、そのあたりが提言3の「生徒一人ひとりの特性に配慮した指導をより徹底すべき」ということで考えとしていただいているのではないかと考えています。お答えになっていきますでしょうか。

宮内委員

わかりました。私が申し上げたかったのは、調査報告書には学習指導要領というのがまずあって、そしてどこかに必須というようなことが書いてありました。そして、それをそのまま受けて再発防止策の案が書いてあるわけですが、今おっしゃったような生徒一人ひとりの特性に配慮した指導のほうが優先されるべきだと思います。ですから、何を優先させなければいけないのか、僕たちが今回いろいろと経験したことから学んだことは一体何なのかということ、提言3に記載されている点ではないかと思いました。

鯉淵教育長

器械運動の目的をお願いします。

宮城指導企画課長

器械運動のねらいにつきましては、学習指導要領上定められているもので、今担当の指導主事のほうから簡単に説明させていただきます。

藤指導企画課主任指導主事

指導企画課の藤と申します。よろしくをお願いします。

器械運動は先ほどから話にあるように学習指導要領に出ておりまして、必須の領域になっております。様々な運動種目がありますので、義務教育で取り扱う運動については様々な子供たちの心身の発達に伴って動きを身につけることで発育させていくということになります。器械運動は特に回転をしたり、自分の体を支

えたりというようなことがありますので、そういうことを通して自分の体の発達につなげていくというようなことがねらいと考えております。

宮内委員 その中で跳び箱のねらいは何なのでしょう。

藤指導企画課主任指導主事 跳び箱は障害というか跳び箱がありますので、それを克服していくという形になっていくのですが、それは障害を跳び越えたりクリアしていくというようなことをねらいとしています。自分の体をどのように動かせばいいのかということをお勉強していくような領域となっています。

鯉淵教育長 ほかにも何かございますか。

中村委員 先ほどお話があったようにとても大きな事故で衝撃が大きいのですが、このお子さんの今の状況は、例えば日常生活に支障がないほど回復されているのか、心的にもダメージを負われていると思いますので、もしその辺が差し支えないのであれば、現在どのような回復状況にあるのか、お聞かせいただければと思います。

植村健康教育課長 健康教育課長の植村でございます。
御本人は今下半身不随という状況になっております。上半身についても一部動きに関しては制限があるという形でございます。

中村委員 この中であつたように、本当に安全を保障しなければいけない学校でそういうことが起きてしまったということは、御本人も御両親も言葉には言い尽くせない、つらいものがあるだろうと思います。再発防止策の4つ目の白丸に、「複数の種目を一斉に展開する場合は、安全に配慮した場の工夫等を行うこと」と書いてあります。例えば小学校の場合でも、跳び箱にしてもその子の運動能力に応じて適切にいろいろな場をたくさん作ったり、中学校の場合も選択してこのように2人の教諭で見ているということがあつても、やはり得意な子は得意な子なりに、苦手な子は苦手な子なりに危険というものはずきまとうわけでは、その中で、「安全に配慮した場の工夫等を行う」といったことだけが再発防止策になるのかということ、現場としては先ほどほかの話でもありましたけれども、人手が足りないとか、いろいろな話があるわけで、ではどういう場の工夫等を行おうと具体的に考えているのかとか、あるいは現場での取組をサポートするために委員会としてはどんなことを考えているのか、その2点についてお聞かせいただければと思います。

宮城指導企画課長 指導企画課長の宮城でございます。
今回、「複数の運動種目を一斉に展開する」という部分につきましては、器械運動ですと、先ほどからもお話に出ておりますようにマット運動が必須で、跳び箱運動と鉄棒運動と平均台運動の3つの中から選択して2種目をということなのですが、生徒が選択するということになっています。ですから、生徒が1クラスであっても4種目全てを選択する状況ですと、1クラスの中で4種目同時に授業で展開するというのはかなり難しいことではあると思います。体育館の場所を考えますと、今回事故が起きてしまった状況は跳び箱とマットの2種目なのですが、さらに生徒がもっと種目を選択して4種目の場合にどれだけ1人あるいは2人の教員が多数の種目の指導をできるかということが課題になってくると思いま

す。

「安全に配慮した場の工夫」というのはそういうことも含めまして、種目が増えれば目の行き届く部分が少なくなってしまうということもございますし、それから今委員がおっしゃったように一人ひとりの技能の段階が違えば場の設定も変わりますから、同じ種目でも複数の場の設定がたくさん出てくると、それを教員が指導するときに、今回のように高い跳び箱だけではなくて、低い跳び箱を見なければいけない、そういう提言もいただいていますので、そういうことの工夫を具体的にどういう場面だと申し上げると、やはり研修等で場の設定の工夫や教師の立ち位置の再確認などをして、より安全に配慮した場の工夫をしようと考えております。説明になっていましたでしょうか。

直井指導部長

少し補足させていただきたいと思います。今御意見をいただく中で、まず通知というものについて、これを基本とさせていただいて、少し御意見を入れながらまず通知を出させていただくというのが一つです。

それから、今課長のほうからありましたけれども、学校体育安全研修と実技研修という研修がありますので、そちらのほうでどのような形が安全かということについてきちんと出していきたいと思います。それから、体育の先生方の研究会がございまして、そちらとも連携を取りながら安全な授業について考えていかれたらと思います。また、どういう授業をすることで安全が保たれるかということも今は動画というのでしょうか、そういうものも活用しながら、文字だけではなくて伝える工夫などもしていきたいと考えています。

長島委員

私も本当にこの事故が起きたときに大変心を痛めました。本来学校で楽しく安全に授業を受けなければならないところで、御家族の心痛を考えると、本当につらいと思っております。

先日、たまたま訪問した小学校で体育研究会の器械体操の専門の校長先生が小学校の授業で指導をされていました。なかなか小学校においては全科目を見る中で体操を専門に教えられる先生というのはそうそういらっしゃらないと思います。それぞれが一生懸命授業づくりの研究をされる中で、より体育専門であるから手の付き方であるとか、様々な研究を受けて熱心に先生方と子供たちが一緒になって授業づくりをしているというのを拝見する機会がありました。

小学校はそのように授業で研究会をしたり、研究授業をしたりしますが、中学では体育の先生という専門家が授業をされている中でも、やはり専門分野があり、スイミングやサッカーは得意だけれども、器械体操は普通に教えられるものの、特に体操部だったようなスペシャリストがいるかということ、それは限られてくるかと思っております。それでも教員の方々が細心の注意を払われた結果がこの報告書なのだと思います。

今の皆さんのお話の中で、これからどのようにするのですかという話がありました。専門家が見ていても、注意を払っていても、個々の資質に合わせた、例えば3段跳ぶとか、5段跳ぶとか、回転は何までとしていても起こってしまうようなことなのであれば、今動画を導入したいということもありましたが、ただ走るだけであればこのような事故は起こり得ないけれども、起こり得る授業・教科なのであれば、理科支援員のような支援員であるとか、より徹底的に跳び箱ごとに指導者がつくような授業づくりをこちら側が考えていかなければいけないのではないかと思います。

本来であれば原因解明ができないままこの学校でも器械体操の授業を続けているのかという意見もあるかと思いますが、器械体操の授業を楽しみにしている

生徒も中にはいるかと思いますが、全く専門家ではないのに申し上げるのは何ですが、例えば柔道の受け身をするために柔軟運動であるとか、小学校のときからの積み重ねのマット運動がもしかしたら柔道の授業で役に立つのかもしれないと思うと、一概に何を取り外すとは言えません。例えば遊具で子供がけがをしたから、その公園から全部の遊具を外すのかということではなく、いかに危険のないように正しく子供たちが運動や活動をできるように環境を整えていくかが私たちの役目なのではないかと思います。

ですから、二度と起きてはいけないことでもありますし、起きてしまったことだけでも起きてはいけなかったことなので、ぜひ徹底的に人の配置なのか、内容なのかということとそれぞれ情報を共有しながら今後につなげていただきたいと心から思います。個人的には器械体操が大好きで、1年間の体育の授業の中で唯一の楽しみでした。そういう生徒もいるということも一つです。残念ながらけがをされてしまった生徒さんももしかしたら楽しみにされていたかもしれません。でも、結果的にこうなってしまったことを深く反省しながら今後に活かしていただきたいと心から思います。人じゃないかなと、私はさらに強く思いました。

直井指導部長

今回いただいた提言2、提言3については、先ほども御意見をいただきましたが、苦手な子であるとか、その子の特性ということについての提言だと思っています。そのあたりをいかに現場と共有しながら安全を保つかということも考えていきながら、今いただいた人の工夫、授業をどういう単位でやるのかとか、そういうことも含めた、人がなるべくいられるような工夫であるとか、環境的な安全性、どういう指導をすることによって安全がより高まるのかということについても考えていきたいと思っています。

間野委員

私たちは横浜版学習指導要領というのを作っていますが、苦手な子かどうかわからないけれども、授業の中で大けがをするような教科や単元は普通ありません。算数で九九ができないから大けがをするとか、国語で漢字がわからないから大けがをするということはない中で、音楽や美術でものこぎりを使ったり、かなづちを使ったり、そういうけがはあるけれども、頸椎が脱臼するようなことが起きる教科や単元を扱っているので、それをより安全にするために横浜版学習指導要領を作る必要があると僕は思います。ですから、国が定めている学習指導要領をただ解説的に細かくするのではなくて、そもそもそれが本当に子供たちの安全にとってどうあるべきだということまで考えたものが横浜版学習指導要領だと僕は思います。ぜひ再発防止も含めてですが、横浜版学習指導要領についても、もしかすると思考停止になって国から言われたことをどうやってやりやすくやるかということだけになっていないかどうか、そこも見直してほしいと思います。以上です。

宮内委員

数学や英語も発達段階というか、成長段階にばらつきがあります。したがって、私自身は学齢主義というのはよろしくないと思っておりますが、学齢主義が日本社会に根づいてしまっていますので、これを急に变えることは難しいということは十分認識しております。ですが、保健スポーツに関しましては、身体的な発達の差は年によっても随分著しく差があるのではないかと思います。それが安全にも関わることであり、好みにも関わることであり、先ほど申しました高所恐怖症のようなもの、水恐怖症のようなものもあるということまで配慮して、カリキュラムを作っていかなければいけないと思います。

ということで今、間野委員が言われたような、横浜版学習指導要領を研究するに当たっては、スポーツ分野につきましてはぜひとも学齢主義にこだわらないで、個々の成長段階、特質に配慮したものを探究すべきだろうと考えております。ぜひこの再発防止策の中の3番目のところに注力してまとめていただけるとお願いいたします次第であります。

鯉淵教育長

ほかに何か御意見はございますか。

いろいろと教育委員の皆さん方から御意見をいただきましたので、事務局として検討させていただきます。

それでは、他に御質問がなければ、次の福島県への教員派遣研修について、所管課から報告いたします。

渋谷教職員人事部長

教職員人事部長の渋谷です。

6月8日に福島県への教員の派遣研修を行いましたので、その概要について報告させていただきます。内容につきましては、教職員育成課長から説明させていただきます。

立田教職員育成課長

教職員育成課長の立田でございます。

この研修は、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の思いや取組を理解する教育を進めるとともに、被災した子供たちに寄り添う心情を醸成するために本市の教員を派遣したものです。昨年7月に続きまして、2回目の取組となります。

日時は今月8日金曜日、バス2台に分かれて研修を実施しました。

2番の参加者ですけれども、教員につきましては中堅教員を対象とした学校運営セミナーの受講者を中心に61名、また教育委員会事務局からは15名が同行しております。

3番の研修先ですが、バス2台に分かれまして、この表の2号車が昨年度と同じ目的地になります。2号車について先に説明しますと、研修先の1つ目は福島県富岡町立小中学校、三春校と呼ばさせていただきます。こちらにつきましては原発事故後、全町避難となった富岡町の小学校2校、中学校2校が、平成23年9月、幼稚園とともに、約70キロメートル離れた三春町の工場跡地で学校を再開したものです。また、同じ三春町にあります福島県環境創造センター、こちらは県の施設で、モニタリング、調査研究、また教育や研修などでも利用されているということで、こちらのほうで見学や体験とともに、福島県の教育委員会関係者から放射線教育、防災教育などの取組について伺うとともに意見交換なども行いました。

また、1号車は今年度新たに目的地として選んだものです。1つ目は福島県富岡町立小中学校の、これは富岡校です。富岡町に、全町避難の一部解除に伴いまして、今年の4月から学校の教育活動が再開されております。こちらを訪問しました。また、これはバスでの移動ですけれども、県の教育委員会の指導主事による説明を受けながら、帰還困難区域についても見学をさせていただきました。また、最後に文化交流センター「学びの森」で意見交換も行っております。

4番の「今後に向けて」につきましては後ほど説明させていただきます。

次ページ以降の資料で研修の内容等について補足させていただきます。それでは、次のページをお願いいたします。まず、上に福島県の地図がございまして、地図の右側の丸が東京電力福島第一原子力発電所の位置です。そして、先ほどから御紹介しております富岡町というのは原発の南側約10キロメートルにございま

す。内陸部のほうの郡山市と三春町を囲ませていただきましたが、これにつきまして2枚の写真がこのページにありますけれども、その下側の文章でもって説明させていただきます。

震災の前、富岡町には小学校・中学校が2校ずつありまして、合わせて約1,500名の児童生徒が在籍をしておりました。震災後、富岡町の町民が郡山市へ全町避難となった中、慣れない環境に不安を抱く子供たちのために、町の教育関係者がその年の9月、郡山市に隣接する三春町の工場跡地に、4つの学校と幼稚園の共同学校として開設したのがこの三春校です。全町避難の一部解除に伴いまして、今年4月、元の富岡第一中学校の校舎を全面改修しまして、富岡校として教育活動を再開しております。4月6日、学校再開セレモニーを行った際には、町民約1,000人が花道を作って子供たちと教職員を迎えたとのことです。両校ともスクールバスを運行しております。また、運動会などの合同での行事の実施やビデオ会議システムを利用して合同の遠隔授業などにも取り組んでいるということです。

なお、三春校につきましては、平成33年度末で閉校となる予定だということです。

それでは、簡単に写真でもって1号車、2号車の取組を紹介させていただきます。次のページです。富岡校、1段目の左側の写真ですが、右端に写っている岩崎校長先生は昨年度三春校の校長先生をされていた方で、震災から現在までの学校の様子について紹介していただきました。また、中学生の授業の様子、下の段に行きまして小学生と研修参加者が交流している様子なども写真で御覧いただけるかと思えます。写真の3段目ですが、帰還困難区域が面積でいいますと町の12%残っているということで、フェンスの向こう側は帰還困難区域といったところをバスから見学させていただきました。また、学びの森で福島県の教育関係者との意見交流会を行いまして、右下にあります、最後には富岡町の石井教育長から参加者へのお話もいただいております。

続きまして2号車のほうですが、工場跡地を利用した校舎が上に載っております。また、1段目の右側ですけれども、こちらでも学校関係者から震災から現在までの学校の様子についてお話をいただきました。また、環境創造センターでは3段目になりますけれども、福島県の指導主事から講義をいただいたり、また体験・見学なども行っております。写真の一番下の段ですけれども、左側の大きなタイマーは3.11から何日何時間何分何秒経過したかを伝えているものでございます。また、最後には1号車と同様、地元の教育関係者との意見交流会も行っております。

最後になりますが、今後に向けてですけれども、研修参加者は今回の研修を通して学んだことを子供たちへの授業実践など、また教職員向けの研修、学校運営の改善などに生かしていくこととなります。また、そうした活用事例を集約しまして、ほかの学校でも生かせるようにしてまいります。

併せて、全ての市立学校から代表者が集まるような研修会・協議会などを通じて、派遣研修の成果を全市にも広めていく予定です。

なお、7月25日に第3回の学校運営セミナーがございますので、そこで今回の参加者による情報交換、1号車と2号車は別々の行程でしたので、それぞれの取組について紹介し合ったり、またこの日までに取り組んできたこと、これからどのように取り組んでいくか、そういったことについても話し合う予定です。

説明は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等はございますか。

大場委員	<p>去年に続いて御苦勞いただいて、こういう福島での活動を展開していただいたのですが、横浜市の教育委員会以外にも関東地区から福島へ訪れるという形での研修をやっているケースというものはあるのですか。</p>
立田教職員育成課長	<p>私の聞いている範囲では、実際に行ったかどうかというのはまだ確認しておりませんが、東京、川崎などからも横浜での取組はどうだったのかという問い合わせは受けております。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかに何かありますか。</p>
間野委員	<p>大変大切な取組だと思いますので、しっかり継続していただければと思います。私ごとですが、私も来週、広野町のふたば未来学園で今ゼミを持っていて、被災した子供たちと授業をやっています。人を集めて何かイベントをやろうという企画をしたときに、僕などはすぐ東京からとか、外国からとか、そこでこういう復興をやろうと思ったのですが、彼らに聞いて驚いたのは、避難している人たちにもう一度帰ってきてほしいという、それが集まるということだということでした。私自身の感性が鈍かったのかもしれませんが、行って、聞いて、話をしてみないとわからないことがたくさんあると思います。ですから、なるべく多くの教員の皆さん、そして現地の教員だけではなくて、ここの写真にあるように、児童や生徒にいろいろな話を聞いて、ぜひ気付いたことを横浜の子供たちがまたそういったことを想像できるようにしていただければと思います。お疲れさまでした。</p>
立田教職員育成課長	<p>ありがとうございます。先ほどタイマーのことを紹介させていただきましたが、1号車の写真、上から2段目は虫かごの中を子供たちが見せてくれているのですけれども、子供たちの体操着のハーフパンツには緑色と青色があります。今1学年3名程度ですけれども、第一小学校と第二小学校で別々の色であるということです。また、中学生の制服も第一中学校、第二中学校で別々のものを使っています。そうした元々の学校の伝統や誇りを大切にしているということを通して、実際にこれを見ることで多くのことを感じました。ありがとうございます。</p>
宮内委員	<p>参加者の感想を教えてください。要は、こういう研修を行って何を学んだと皆さんはおっしゃっていますか。</p>
立田教職員育成課長	<p>具体的には先ほどお話ししましたように、7月25日に全体化をする予定ですが、私が把握している範囲で3つのお話をさせていただきます。</p> <p>まず1つ目は、震災はまだ終わっていないということ、ともすると我々は過去のことだと思ってしまいがちですが、帰還困難区域のことも含めまして、まだまだ3.11は続いているのだといった感想は全ての参加者から聞かれました。</p> <p>また2つ目は、防災教育に関することです。2号車のほうで、これは富岡第二小学校の校長先生からお話をいただいたのですが、避難訓練のことを紹介していただきました。写真では中学生が小学生をサポートするような形で、高台まで走って避難する姿が紹介されておりました。渡邊校長先生からは校庭に集まってからが本当の避難訓練だというお話をいただいております。その言葉でこれから自分の学校の防災訓練は、これまでの取組を基本としながらも福島から学んだことを生かしていきたいといった声が聞かれています。</p> <p>もう一つは放射線に関するのですが、やはり知らないことの怖さを改めて感</p>

じたということで、風評被害、誤解がまだまだあるという中で正しいことをしっかりと理解することが大事だということでした。福島県の指導主事からは、福島の子供たちには中学校の卒業時に科学的な根拠を基に放射線について情報発信ができる力を身につけさせたいというお話をいただいております。こうした誤解や風評をなくしていくことは、放射線以外のことにもいえるのではないかとといった参加者からの感想も聞いております。

鯉淵教育長

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次の子どもアドベンチャー2018の実施について、所管課から報告いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋です。よろしくお願ひいたします。

本年度も夏休み期間の8月16日木曜日と17日金曜日の2日間、子どもアドベンチャー2018を開催いたします。様々な社会体験や本物体験の機会を通して、働くことや自身の将来について考え、語り合うきっかけづくりとなるようなプログラムを用意しております。今年も引き続き様々な関係機関や企業等に御協力をいただく中で、「横浜教育ビジョン2030」で掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を育む取組になればと思っております。

詳細につきましては生涯学習文化財課長より御説明申し上げます。

重松生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課の重松です。よろしくお願ひいたします。

今、部長のほうから趣旨のほうを申しましたけれども、2番の「開催日時・参加対象・開催場所」については、今年も夏休みのちょうど8月の中旬、昨年度は17日・18日だったのですが、今年度は8月16日・17日の木曜・金曜を使いまして、市内在住・在学の小中学生を対象に、市内各所で実施いたします。プログラムに簡単な地図等、内容も載っておりますので、後ほど御覧ください。

3番の「プログラム数、参加団体数、参加者数」です。プログラム数は平成25年度は50本ぐらいだったのですが、平成30年は過去最多に並ぶ82本です。参加団体数も117団体、そのうち民間企業が56団体ということで、昨年度よりもさらに増えてきているという状況になっています。平成16年度から始まりまして、今年でちょうど15回目を迎えます。非常に好評な事業ですので、引き続き実施していきたいと思っております。

4番の「昨年の様子」ですが、市大、土木事務所、結婚式場、消防署の様子などを写真で掲載しております。

裏面を御覧ください。こちらは教育委員会関係のプログラムで、「夏休み火起こし体験」、「税金を知ろう!」、「中央図書館たんけんツアー」、このような事業をやっております。

説明は以上でございます。

鯉淵教育長

何か御質問等はございますか。

長島委員

数も関係企業も多く増えて、感動しているところです。この作り方も大きな横浜市の地図と中心部のマップを入れて、大変見やすくなっています。日にちごとに分けられていて、自分がどういうものに興味を持つかということも探しやすいのではないかと思います。ただ一つ言えば、少し字が小さくて、小中学生にはいいですが、大人の私にはだんだんつらくなるかなというところです。

本当に多くの企業が協力してくださっていることに感謝申し上げます。こう

ということを見ると、やはり横浜という大きな、様々な企業や資源を利用してともに子供たちを育てるというところに近づいていますし、実践しているなど思っております。この地図を見ながら一人で歩いているおばさんがいたらきっと私であろうと思います。これは本当に楽しみです。これだけあると、今度は逆にあり過ぎてあれもこれも行きたいという、2日間の開催ではもったいないというようなことも思う次第ですが、事務局の人数の都合であるとか、人の配置なども関係あると思いますので、そういうものを併せながら、今後とも充実させていただきたい事業ですので、どうかよろしく願いいたします。

中村委員

昨年度参加させていただきました。企画する側が非常に工夫して、とても楽しく体験活動ができるようになっていて、私もすごく楽しかったです。あとお子さんそっこのけでお父さんのほうが夢中になってしまって、子供さんは呆然として見ているという感じの方もいて、とても微笑ましかったです。このように理屈だけではなく、実際に体験をして知るという経験はとても大事なもので、内容が充実してきてよかったなと思いました。

ただ、参加した側から見ますと、場所によると思うのですが、この入り口から入っていいのかなとか、そのフロアまで行ったけれどもこちらでいいのかなとか、少しわかりにくいところがありました。特に普通にお仕事をしているところに入るような場合、こちらもう少し抵抗がありますので、可能であれば、こちらですよとか、ここが入り口ですよという表示があれば、もっと入りやすいのではないかと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかに何かございますか。

それでは、この案件の報告を終了させていただきます。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第16号議案「学校運営協議会の委員の任命について」、教委第17号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、教委第18号議案「横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、教委第16号議案から教委第18号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第15号議案「学校運営協議会の設置について」、所管課から説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

教委第15号議案「学校運営協議会の設置について」、お諮りするものでございます。

1ページおめくりいただきますと、提案理由がございます。横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づき、汐入小学校等3校（3協議会）に学校運営協議会を設置したいので提案させていただくものでございます。

詳細につきましては所管の課長から説明させていただきます。

横山小中一貫
校推進・情報
教育担当課長

指導企画課担当課長の横山でございます。よろしくお願いたします。

それでは、引き続き資料のほうを御覧ください。3ページに移ります。1番の「対象校」です。(1) 汐入小学校、(2) 白根小学校、(3) 川和東小学校の3校となります。この3校に設置されることによりまして、累計設置校数は180校、協議会の数としましては各校1協議会となりますので、3協議会の新設で累計は148協議会となります。

2番目、「学校運営協議会の設置」でございますが、この3校につきましては平成30年7月1日に設置を予定しております。

「参考」でございますが、今申し上げましたとおり、学校運営協議会の設置状況は、この3校に設置する前は177校に設置、145協議会となっております。内訳でございますが、小学校が124、中学校が48、義務教育学校が2、特別支援学校が1、高校が2という形になっております。

ページをおめくりいただきまして、5ページを御覧ください。「学校運営協議会設置(平成30年7月1日設置校)について」ということで、先ほど申し上げました3校がございます。

一覧表にまとめて説明をするようになっております。もう一枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。申し上げました3校、順次内容について若干補足させていただきたいと思っております。

まず1番、汐入小学校学校です。学校の概要については基本情報を御覧ください。学校運営の改善、地域との連携・協働、学校教育活動の改善を主な設置のねらいとしております。委員構成につきましては15名、地域住民の方が8名、保護者が3名、学校運営の活動に資する者が1名、学識経験者が2名、学校長が1名という委員構成の案となっております。

次に、白根小学校になります。同じく基本情報は後ほど御覧ください。主な設置のねらいですが、学校運営の改善、地域との連携・協働、その他ということでは140周年記念事業が挙げられております。委員構成でございますが、全部で7名となっております。地域住民が1名、保護者が1名、学校運営の活動に資する者が2名、学識経験者が2名、学校長が1名という構成です。

3番目、川和東小学校でございます。設置の主なねらいは、学校運営の改善、児童生徒の健全育成、地域との連携・協働、学校教育活動の改善となっております。委員構成につきましては13名、地域住民の方が3名、保護者が2名、学校運営の活動に資する者が3名、学識経験者が4名、学校長が1名という形になっております。

以上が設置に関する案となっております。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等がございますか。

特になければ、教委第15号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了しました。

事務局から、報告をお願いします。

山岸総務課長

御報告申し上げます。

6月15日に個人の方1名から部活動に関する要望書が提出されました。また、

6月18日に1団体から、横浜市の中学校夜間学級の教育条件の抜本的改善及び来年度の予算充実に求める要望書が提出されました。6月25日に個人の方4名から、また6月28日に2団体から教科書採択に関する要望書が提出されました。6月28日に1団体から小中学校のブロック塀等の総点検及び改修等を求める要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整いたしました上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会定例会は、7月6日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会臨時会は、7月20日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は7月6日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は7月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方につきましては御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第16号議案「学校運営協議会の委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第17号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第18号議案「横浜市立小学校における草刈り作業中の物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前12時07分]